理事名簿

	氏	名		備考
坂	井		歩	学 長 ※
前	田	克	郎	理事長 ※
菅	沼	義	_	理 事 ※
峘	村	光	男	II
有	巣	秀	司	II
村	Щ	智	子	II
野	尻	修	=	監 事
谷	П	裕	典	11

評議員名簿

	氏	名		備る	岑
前	田	克	郎	理事長	*
高	村	光	男	兼理事	
闿	田	廣	志		
中	村	妙	子		
小。	屋 垣				
藤	田	和	孝		
有	巣	秀	司	兼理事	
折	敷	地	淳		
細	尾		晃		
畑	中	克	己		
住		公	人		
直	井	宏	文		
坂	井		歩	学 長	*
菅	沼	義	_	兼理事	*
中	村	宜	裕		*
平	塚	純	子		*

6

16

※学内

学校法人高山短期大学 特別職報酬手当支給規程

- 第1条 この規程は、学校法人高山短期大学特別職の、特別報酬手当に関する事項を定めることを 目的とする。
- 第2条 この規程において、特別職とは次のものをいう。
 - (1) 理事長、副理事長、常務理事、常勤理事、非常勤理事、監事
 - (2) 学長、学長相談役、事務局長、顧問、参与、附属幼稚園長
- 第3条 特別報酬手当は、社会的水準、法人の支払能力を考慮して公正に決定する。
- 第4条 特別報酬手当は、別に定める。
- 第5条 会議等の出席者(非常勤特別職)に、日当10,000円を支給する。 なお、評議員に、日当5,000円を支給する。
- 2 遠距離からの出席者に対する交通費は、鉄道運賃の実費(グリーン料金含まず)を支給する。
- 第6条 監査に対する手当は、日当15,000円とする。
- 2 特別監査手当は、第1項に準ずる。
- 第7条 この規程の実施について、必要な事項は理事長が定める。

※別 表

下記報酬を上限として支払うものとする。

(単位:円)

	職	名		内 訳	報酬手当
理	理 事		長	年額	7, 200, 000
常	務	理	事	<i>II</i>	4, 200, 000
副	理	事	長	II.	240,000
そ	の他	の理	事	II.	120,000
常	勤	監	事	II.	480,000
監			事	II	120,000
学			長	"	2, 400, 000
学	長	目 談	役	II.	600,000
事	務	局	長	II.	600,000
附	属幼	稚園	長	<i>II</i>	600,000